

平成30年度

21世紀土地改良区創造運動表彰

実施要領



全国水しりネット

2 1 世紀土地改良区創造運動表彰実施要領

1. 2 1 創造運動表彰の目的

平成13年にはじまった21世紀土地改良区創造運動（以下「21創造運動」という。）は、これまでに全国各地で多様な取り組みが展開されるとともに、愛称の普及も順調に進むなど、着実に浸透してきている。

こうしたなか、全国で模範となるような21創造運動を展開している水土里ネットを表彰し、全国に紹介するとともに、表彰を通じた関係者間の情報交換を行うことにより、水土里ネット関係者の運動意欲の高揚と意識改革を進め、国民に運動の成果をアピールすることにより、21創造運動の更なる発展と新たな展開に資するものとする。

2. 表彰の実施主体

全国水土里ネット及び都道府県水土里ネット。

3. 表彰の対象

21創造運動に積極的に取り組み、全国の模範となる運動を行うか、又は、他の行う運動に対して示唆を与えうる運動を行っている水土里ネット。

4. 賞の名称及び受賞の対象

(1) 賞の名称

21世紀土地改良区創造運動大賞、21世紀土地改良区創造運動大賞部門賞及び21世紀土地改良区創造運動さなえ賞

※略称は各々「21創造運動大賞」、「21創造運動大賞部門賞」及び「さなえ賞」とする。

※ただし、地方が行う表彰については、都道府県水土里ネットの判断により、独自の取り組みとして実施することは、これを妨げない。

(2) 受賞の対象

① 21創造運動大賞

中央選考委員会において、特に優れた運動を展開していると認められた水土里ネット（概ね4地区程度とする）。

② 21創造運動大賞部門賞

中央選考委員会において、設定した部門において優れた運動を展開していると認められた水土里ネット（概ね4地区程度とする）。

③ さなえ賞

運動を開始して2年以内で、今後の運動の発展が大いに期待できると認められた水土里ネット。

④ 21創造運動大賞及び21創造運動大賞部門賞の再受賞

21創造運動の趣旨を踏まえ、過去に21創造運動大賞及び21創造運動大賞部門賞を受賞した水土里ネットが、再び21創造運動大賞及び21創造運動大賞

部門賞を受賞することを妨げないものとする。
さなえ賞については、これを1回限りとする。

5. 選考する機関

(1) 都道府県水土里ネット

都道府県水土里ネットを第1次選考機関と位置付ける。

(2) 全国水土里ネット

全国水土里ネットを第2次選考機関と位置付ける。

(3) 中央選考委員会

全国水土里ネットを事務局とした中央選考委員会を設置し、21創造運動表彰選定の最終選考機関と位置付ける。中央選考委員会は、学識経験者等の第三者委員の参画を得る。

なお、中央選考委員会の委員は、全国水土里ネット会長が委嘱する。

6. 選考の方法

(1) 第1次選考（都道府県水土里ネット）

① 21創造運動大賞候補

都道府県水土里ネットは、管内の21創造運動大賞候補水土里ネットを選考し、平成30年度21世紀土地改良区創造運動大賞推薦書(別紙様式-1)及び21世紀土地改良区創造運動大賞申請調書(別紙様式-1の別添様式)(以下「申請調書」という)により全国水土里ネットに推薦する。

なお、選考に当たっては、必要に応じて、都道府県と連携を図るほか、関係行政機関の支援を受けるものとする。

② さなえ賞

都道府県水土里ネットは、管内のさなえ賞水土里ネット(原則として1地区)を決定し、平成30年度21世紀土地改良区創造運動さなえ賞決定報告書(別紙様式-2)及び平成30年度21世紀土地改良区創造運動さなえ賞調書(別紙様式-2の別添様式)により全国水土里ネットに報告する。

なお、決定に当たっては、必要に応じて、都道府県と連携を図るほか、関係行政機関の支援を受けるものとする。

(2) 第2次選考（全国水土里ネット）

全国水土里ネットは、都道府県水土里ネットから推薦された21創造運動大賞候補地区について、申請調書(別紙様式-1の別添様式)に基づき中央選考委員会で審査する地区を選考することができるものとする。

選考に当たっては、技術検討会を開催し、その際、農林水産省担当者より技術的助言を得るものとする。

(3) 最終選考（中央選考委員会）

中央選考委員会は、事前選考された水土里ネットの申請調書(別紙様式-1の別添様式)及び申請者の発表に基づき、21創造運動大賞及び21創造運動大賞部門賞の水土里ネットを決定する。

なお、中央選考委員会は、別途21創造運動に係る特別賞を選考することがで

きるものとする。

7. 選考基準

- (1) 21 創造運動大賞及び 21 創造運動大賞部門賞
選考は、別紙「21 世紀土地改良区創造運動大賞・部門賞選考基準」に基づいて行うものとする。
- (2) さなえ賞
選考は、別紙「21 世紀土地改良区創造運動さなえ賞選考基準」に基づいて行うものとする。

8. 表彰

- (1) 21 創造運動大賞
21 創造運動大賞の表彰は、別途全国水土里ネット会長が行う。
- (2) 21 創造運動大賞部門賞等
21 創造運動大賞部門賞等の表彰は、別途全国水土里ネット会長が行う。
- (3) さなえ賞
さなえ賞の表彰は、別途全国水土里ネット会長が行う。

9. その他

表彰制度の枠組みについては、実施状況等を踏まえ、中央選考委員会において再評価したうえで、必要に応じて見直しを行うものとする。

10. 平成30年度実施スケジュール

項目	時期
1. 平成30年度実施通知	4月下旬発出
2. 第1次選考、さなえ賞決定：都道府県水土里ネット	5月上旬～9月上旬
3. 21 創造運動大賞推薦締め切り 及びさなえ賞の報告（全国水土里ネットあて）	<u>9月7日</u>
4. 第2次選考（全国水土里ネット）	11月
5. 最終選考：中央選考委員会、決定通知	12月
6. 表彰式	3月

21世紀土地改良区創造運動大賞・部門賞 選考基準

項 目	内 容
1. 運動の取り組み体制	<p>①役職員だけでなく、総代や組合員に運動への理解が浸透している。</p> <p>②運動を担う人材の育成に取り組んでいる。</p>
2. 運動の意味性	<p>①基本理念や目標を立てて取り組んでいる。</p> <p>②水土里ネットの特徴や地域資源等を生かした運動となっている。</p> <p>③それぞれの運動が総花的でなく、上記①に沿って位置付けられている、または相互に関連性をもって位置付けられている。</p>
3. 運動の継続性・発展性	<p>①身の丈にあった、無理のない運動となっている。（予算面も含めて。）</p> <p>②取り組みの浸透や継続、広がりを促すための工夫を行っている。（他組織との人的連携、人材の育成、実施内容の工夫、脱ルーチンワークなど。）</p> <p>③水利施設の役割及びその重要性並びに水土里ネットの仕事を理解してもらう内容が盛り込まれた運動となっている。</p>
4. 運動の成果	<p>以下の観点から、水土里ネットの存在価値を高める成果につながっている。</p>

<p>a.組合員等の組織運営への参画・活性化への貢献（組織活性化）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員のみならず、総代や組合員の意識が向上し、土地改良区の運営や事業の取り組みなどに積極的に参画し、組織が活性化した。
<p>b.地域農業の振興への貢献（地域農業）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の振興に積極的に取り組むなど、先導的な組織となっている。
<p>c.地域コミュニティの再生強化（地域コミュニティ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運動を通じて、地域住民や自治組織、小学校等と密接な関わりや信頼関係を築き、地域コミュニティの再生や強化に貢献している。
<p>d.施設管理や地域資源の保全強化（地域資源管理）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体の参加を得た、施設の維持管理、農業用水や農地を守るなどの運動を通じて、地域資源の保全強化につながっている。

各部門における具体的な活動内容

部門	具体的な例示（イメージ）
組織活性化	<p>土地改良区の果たしてきた役割・新たな役割・存在意義等について、役職員のみならず、総代や組合員の意識向上を図り、土地改良区の運営への積極的な参加・協力、事業の推進などを促す運動となっている。</p> <p>○水土里ネットの役割や意義、今後のあり方等について、定期的に総代単位で説明会を実施するなど、内部運動を積極的に行っている。その結果として、活動に対する理解や参画が増えてきたほか、理事会や総会又は総代会等でも活発な意見が出るようになった。</p> <p>○役員勉強会・先進地研修などを積極的に行い、成果を組合員等に啓発しながら、土地改良区の組織運営や課題の検討などに活かしている。</p> <p>○理事会、総会又は総代会において 21 運動活動として土地改良区の役割や組織運営の課題を定期的に議論するなど、意識の向上に努めている。</p> <p>さらに、役員は組合員に機会あるごとに 21 創造運動を啓発するなど、内部運動の充実を図っており、事業推進に対する理解や合意形成などにつながっている。</p> <p>○土地改良区の活性化や人材育成のために、多くの職員が企画・プレゼンテーション技術の習得、各種研修会への派遣やホームページ作成の技術研修など、運動の向上と後継者育成に取り組んでいる。</p> <p>○総代全員による農業用水利施設点検会を実施し、総代が地元のみならず地域全体を把握し、運営管理に当たっている。また総代が地元の説明することで、組合員にも点検会の成果が浸透し、事業の円滑な推進にも寄与している。</p> <p>○総代・役員による水源地現地研修会を継続的に実施し、水源や分水、堰など土地改良施設を視察して廻り、農業用水への理解と意識を高めている。現地の研修により、その後の総代の土地改良区の運営への積極的な参画が図られている。</p>

	<p>○農作業体験や施設見学会に当たって、役職員のみならず、総代・組合員もインストラクターや指導員の資格を取得して、総代・組合員が役割分担して積極的に参画することとなり、土地改良区組合員間の相互理解が深まり、事業の円滑な推進に寄与している。</p>
<p>地 域 農 業</p>	<p>担い手の確保・集積、農地の保全や耕作放棄地対策、6次産業化の推進など、地域農業の振興に積極的に取り組んでいる。</p> <p>○ほ場整備事業を契機に、1 集落 1 農場を基本理念に営農組織を立ち上げるために、21 創造運動を通じて地区農家の意識醸成を図り、農業研修会、用水管理のブロックローテーション化や共同防除の推進など、営農組織化を促すための取り組みを水土里ネットが積極的に行い、農事組合法人が立ち上げられた。</p> <p>○事業を契機に、山間地における土地利用調整に積極的に関与し、耕作放棄地の解消や 1 集落 1 農場方式の農事組合法人の設立を促すなど、地域農業の振興に寄与している。</p> <p>○水土里ネットの役員に「法人化担当理事」を設け、営農組合の立ち上げ及び法人化に水土里ネットが深く関わった。また、集落営農組織の視察研修に取り組んでいる。</p> <p>○農家に対する土づくり研修会や地元農産物の直売への支援を通じて、地域農業の発展に取り組んでいる。</p> <p>○地区内家畜糞尿の堆肥利用、牛や羊による雑草防除の試行などにより、耕作放棄の発生防止とともに、農業と地域の自然環境との調和に取り組んでいる。</p> <p>○JA、営農組合、学校給食などとの多様な主体の連携により、環境に優しい、安全安心の「減農薬、無化学肥料農法」を推進して地産地消にも貢献する他、加工品とともに直売所で販売し、6次産業化に取り組むことなどにより、地域農業の発展のみならず、地域の雇用創出にも寄与している。</p>

部門	具体的な例示（イメージ）
地 域 コ ミ ユ ニ テ ィ	<p>地域住民や自治組織、小学校等との連携による取り組みを通じて、地域コミュニティの再生や地域の活性化に貢献している。</p> <p>○農業体験の他、祭、伝統行事の継承などに積極的に取り組み、子供から高齢者まで、地域住民間の交流や世代間の交流が生まれ、地域コミュニティが活性化された。その結果、最近まで途絶えていた地域行事が復活した。</p> <p>○総合学習の取り組みを通じて、生き物だけでなく、農業施設の役割や多面的機能の理解に発展し、子供たちを通じて地域住民の理解が深まり、徐々に実施小学校の数が増えてきており、これが契機になって、これまで参加していなかった地元の祭りなどにも参加していくようになった。</p> <p>○総合学習や出前授業、施設見学会などが教師や父兄からも高い評価を得ており、学校からの継続的な実施要請を受け、恒例の行事として定着している。</p> <p>○出前授業等を通じて、子供たちが水土里ネットの理解者に育つとともに、子供を通じて父兄や地域住民の水土里ネットに対する理解が広がり、地域との連携体制が構築され、水土里ネットの活動に積極的に協力してもらえるようになった。</p> <p>○多面的機能支払又は中山間地域等直接支払に水土里ネットが積極的に関与することにより、地域活動がきっかけとなって、地域住民との交流が深まり、地元の伝統行事にも水土里ネットが参加するなど、地域の活性化にも寄与している。</p>
地 域 資 源 管 理	<p>多様な主体の力を活用しながら、農業水利施設等の維持管理、農業用水や農地を守る保安全管理に積極的に取り組んでいる。</p> <p>○地域と連携した施設の管理に長年取り組むとともに、用水路等を利用した防火用水の利用を図り、消防署との維持管理協定を締結するなど、維持管理体制の強化に積極的に取り組んでいる。</p> <p>○親水施設や遊歩道の管理について、町内会等、財産管理者と水土里ネット間で管理支援協定によ</p>

る管理のルール化を図り、施設の継続的な保全に取り組んでいる。

○地域住民が共同で行う農道・水路の草刈り、用排水路の浚渫などの維持管理活動を「コンテスト形式」で採点・表彰する取り組みを行っている。

その結果、維持管理に対する住民の意識高揚が図られ、施設の良好な管理につながっている。

○水土里ネットとして、多面的機能支払又は中山間地域等直接支払に水土里ネットが積極的に関与することにより、地域住民と一体となって農地や農業用水等の保全に取り組む体制が整備された。

○「用水施設巡視員」として、証明書を発行して巡視活動を地域住民のボランティアに委託するなど、地域住民参加型の維持管理体制を構築している。

○21 創造運動を通じて環境施設（ビオトープ）づくりを推進し、これをきっかけに地域住民や PTA が新たな管理団体を設立し、施設の維持管理等に取り組んでいる。

○都市近郊の農空間を保全するため、都市住民に農業体験の場を提供する他、都市住民によるボランティア組織を立ち上げた。このことにより、都市住民が水路等の管理作業に協力してもらうようになった。

21世紀土地改良区創造運動さなえ賞 選考基準

- ① 運動を開始して2年以内の地区であること
- ② 他地区の手本となるような、きらりとした運動に取り組んでいること
- ③ 運動の今後の発展が大いに期待できる地区であること

※上記②、③の評価に当たっては、以下に示す21世紀土地改良区創造運動さなえ賞「評価の視点」を参考にしてください。

21世紀土地改良区創造運動さなえ賞「評価の視点」

1. 運動の取り組み体制

- ① 役職員が運動の目的を理解し、運動を推進する意志と姿勢を有している。
- ② 組合員に対し、運動に対する理解を浸透させる取り組みを行っている。

2. 運動の意味性

- ① 基本理念や目標を立てて取り組んでいる。
- ② 水土里ネットの特徴や地域資源等を活かした運動となっている。

3. 運動の発展性、継続性

- ① 身の丈にあった、無理のない運動となっている。(予算面を含めて)
- ② 具体的な将来計画や展望を持っており、今後、運動の発展性、継続性が期待できる。
- ③ 水利施設の役割及びその重要性並びに水土里ネットの仕事を理解してもらう内容が盛り込まれた運動となっている。

4. 運動の成果

以下の観点から、今後、水土里ネットの存在価値を高める成果につながることを期待される。

a. 組合員等の組織運営への参画・活性化への貢献（組織活性化）

- ・ 役職員のみならず、総代や組合員の意識が向上し、土地改良区の運営や事業の取り組みなどに積極的に参画し、組織の活性化が期待される。

b. 地域農業の振興への貢献（地域農業）

- ・ 地域農業の振興に積極的に取り組むなど、先導的な組織となることが期待される。

c. 地域コミュニティの再生強化（地域コミュニティ）

- ・ 運動を通じて、地域住民や自治組織、小学校等と密接な関わりや信頼関係を築き、地域コミュニティの再生や強化への貢献が期待される。

d. 施設管理や地域資源の保全強化（地域資源管理）

- ・ 多様な主体の参加を得た、施設の維持管理、農業用水や農地を守る等の運動を通じて、地域資源の保全強化につながることを期待される。

平成30年度 21世紀土地改良区創造運動大賞推薦書

平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会 会長 殿

〇〇〇土地改良事業団体連合会
会 長 印

下記水土里ネットを推薦いたします。

記

1. 推薦水土里ネット
・水土里ネット〇〇〇^{ふりがな}

2. 推薦理由

水土里ネット〇〇〇

3. 添付書類

21世紀土地改良区創造運動大賞申請調書（別紙様式1の別添様式）
（※文書の他、データでも提出願います。）